

広市教生第196号
平成17年12月15日

広島市監査委員 様

広島市教育長 岡本 茂博
(生涯学習課)



平成15年度包括外部監査結果報告に添えて提出された意見への対応
結果について (通知)

このことについて、別紙のとおり対応しましたので報告します。



意 見
<p>[監査の結果又は意見内容]</p> <p>2 施設の利用状況について</p> <p>監査の結果及び意見</p> <p>利用率が低い公民館については、設置区域の範囲にとらわれることなく、公民館の在り方を含め運営方法を検討する必要があると考えます。</p>

対 応 結 果
<p>利用者の増大を図るため、次の項目について、18年度から実施することとした。</p> <p>(1) 利用制限（非営利・非政治の原則）の緩和</p> <p>非営利については、PTA、子ども会、女性会、NPO等の公益事業のための物品売買（バザー等）等の使用制限を緩和。非政治については、議員を講師・助言者とする市民の学習会等の使用制限を緩和。</p> <p>(2) 趣味・教養講座の実施</p> <p>趣味・教養講座は講師謝礼金を徴収し、市民の学習ニーズや地域性に応じて開催できるよう見直し。（公民館＜委託事業＞では、趣味・教養講座は実施していない。）</p> <p>また、平成18年4月から、公民館の運営に指定管理者制度を導入することに伴い、「利用者数（利用率）の目標数値及びこれを達成するための利用促進策の策定」を指定管理者に求め、これを提案させ、実施することとした。</p>